



2024年6月21日

各 位

会社名 JALCO ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 田辺 順一
(東証スタンダード市場・コード 6625)
問合せ先 管理本部長 櫻井 義郎
電話 03-3274-5240

第4回無担保普通社債（私募債）の発行に関するお知らせ

当社は、2024年6月21日に開催された取締役会において、以下のとおり第4回無担保普通社債（私募債）の発行を決議し、総額の引受がありましたので、お知らせいたします。

1. 第4回無担保普通社債（私募債）の概要

(1) 社債の名称	JALCO ホールディングス株式会社 第4回無担保普通社債
(2) 総額引受先	カタリスト株式会社（注）
(3) 発行総額	8億円
(4) 発行価格	額面100円につき金100円
(5) 社債の利率	年6.0%
(6) 払込期日（発行日）	2024年6月21日
(7) 償還期限	2024年10月31日
(8) 担保等の有無	無担保・無保証

（注）当社代表取締役田辺順一が全株式を保有し、かつ代表取締役を務める資産管理会社であります。

2. 社債発行の理由

当社グループは、長期的に安定した収益を見込める優良な賃貸用不動産の取得を成長戦略の基本方針の一つとして掲げております。また、過去の経験と実績を活かし、アミューズメント業界に関連する不動産事業、貸金事業、M&A コンサルティング事業をコア事業と位置づけ、経営資源を集中させる戦略を推進しています。この戦略により、さらなる事業の拡大と効率化を迅速に図る方針です。

昨今、アミューズメント業界において、設備投資や M&A の必要性が増加していることから、当社へのオフバランス・スキーム等の資金ニーズも非常に大きくなっております。当社は通常、取得する不動産を担保に銀行からの借入を行いますが、不動産の担保価値に依存するため、全額を借り入れることは難しく、一定の審査期間も必要です。

このような背景のもと、当社の現状においては、当初計画を上回るスピードで多額の資金ニーズが発生しております。これらに迅速かつ柔軟に対応するため、手元資金を十分に確保する必要があることから、6月10日に開示しました「第3回無担保普通社債（私募債）の発行に関するお知らせ」により10億円の調達を行っております。また、今回さらに調達する8億円につきましても、上記適時開示にて記載しております6月中に決済を予定している物件取得に使う予定です。なお、再度調達が必要となった理由としましては、現状の手元資金の状況では、複数の口座間振替が必要となってしまうことから、確実な決済を行うために、今回さらに8億円の社債を発行することとしました。

そのため、本件における社債はつなぎ資金としての位置づけであり、償還期限は短期の2024年10月31日としております。

3. 関連当事者取引を行うことについての判断の過程

この取引は利益相反取引であるため、以下のとおり、独立役員を含む取締役会で慎重な検討と審議を行い、決議を行いました。また、事前に外部弁護士及び公認会計士で構成される内部管理体制強化委員会並びに当社の顧問弁護士に当該取引の妥当性を確認しております。なお、田辺順一氏は特別利害関係人であるため、上記の取締役会におきまして、議事および決議には参加していません。

(1) 理由

① 本件取引の必要性

カタリストによる無担保普通社債全額引受による追加資金調達（以下、「本件追加調達」といいます。）は、6月中に決済を予定している物件を取得すること（以下、「本件不動産取引」といいます。）を目的として行われるものであり、本件不動産取引は安定した収益を生む物件であることから、当社の企業価値向上に資するものと期待できます。また、本件不動産取引スキームの複雑性、機会損失を伴う時間的制約および当社の現状の手元資金等に基づけば、本資金調達の合理性が認められると考えられます。

なお、本件追加調達については、現状の手元資金では複数の口座間振替が必要となり、確実な決済を行うためには、迅速かつ確実な資金調達が求められ、つなぎ資金として社債を発行することが最適な手段であると判断しました。これにより、当社の財務基盤の安定性を維持することができます。また、償還期限を短期の2024年10月31日とすることで、将来的な利息負担を最小限に抑えることができると考えられます。

以上から、本件不動産取引スキームの複雑性、機会損失を伴う時間的制約および当社の現状の手元資金等に基づけば、本件追加調達の合理性が認められると考えられます。

② 相当性

ア. 他の資金調達との比較

当社の資金調達手段として、不動産の取得時には金融機関からの借入を主として、取引を行っております。本件不動産取引においても、金融機関を利用しておりますが、借入額は取得する不動産の担保価値に依存するため、全額を借り入れることは困難であります。また、その他ノンバンクからの借入については、金利が通常より高く、また一定の審査期間も必要となることから、資金調達の柔軟性及び確実性を考慮し、カタリストによる社債引受によるものとしました。なお、カタリストは貸金業の登録を行っていないため、借入ではなく、社債の発行による方法を採用しております。

イ. 取引条件の合理性

金融機関やその他ノンバンクからの借入利率と比較しても特に有利な利率ではなく、また、カタリストによる資金調達は同利率となっていることから、本件6.0%は合理的な利率であると考えられます。

(2) 結論

以上、本件追加調達の必要性、他の資金調達との比較、取引条件の合理性等を総合的に考慮し、カタリストによる無担保普通社債全額引受の方法により資金調達を行うのが適切であると判断に至っております。

以上により、当社の今後の資金需要に備え、財務基盤の安定性を図ることが可能であると判断しております。

以 上